



山形県公報

平成22年9月21日（火）
第2179号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………（農政企画課）…989
- 道路の位置の指定……………（置賜総合支庁建築課）…990

正 誤

告 示

山形県告示第767号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
酒田市南部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市高見台、若宮町及び緑ヶ丘の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 2 (1) 加入区の名称
酒田市宮野浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市宮野浦の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称
酒田市十里塚加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 酒田市十里塚の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 4 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市五十川及び温海の区域の者が営むもの
- 5 (1) 加入区の名称
鶴岡市鼠ヶ関加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市小岩川の区域の者が営むもの

山形県告示第768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成22年9月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第302号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1291番地3
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル
延長47.40メートル
- 4 指定年月日 平成22年9月9日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤		正	
平成22. 4. 1	号外(13)	3	17	調	理 服 1	調	理 服 2